

■各項目の記載事項について（各政令指定都市等のマンション管理適正化推進計画より）

都市名	助言、指導及び勧告を行う場合の判断基準 ※独自の記載内容を抜粋	管理計画の認定基準 ※独自の記載内容を抜粋	備考
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> 区分所有者名簿を作成していない、または適切に保管していない 長期修繕計画を作成していない、または定期的な見直しがされていない 	なし	
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> 理事会が年1回以上開催されていない 長期修繕計画が作成されていない、または見直しがされていない 大規模修繕工事が実施されていない 	なし	
静岡市	<ul style="list-style-type: none"> 長期修繕計画の作成または見直しが七年以内に行われていること 	なし	
浜松市	なし	なし	
名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> 既存のマンションは、必要に応じて専門家団体と連携した訪問による助言・指導等を実施する。 新築マンションは、届出のあった管理計画の内容に応じて、分譲事業者に対し必要な調査等を実施する。 届出がないマンションの管理者等や分譲事業者は指導・勧告の対象とするともに、正当な理由がなく勧告に従わない場合には公表を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等に備えた防災への取組の実施 マンション周辺の自治会との連絡窓口を設けること 	名古屋市マンションの管理の適正化に関する条例を制定
京都市	<ul style="list-style-type: none"> 長期修繕計画が作成されていない、または見直しがされていない 大規模修繕工事の実施時期に到達しているにもかかわらず、工事が行われていない 	なし	
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 管理組合の実態がないこと 大規模修繕工事を定期的実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模修繕工事を定期的実施していること 大阪市マンション管理支援機構への登録を行っていること 定期的な防災訓練の実施を含む複数の防災対策を講じていること 旧耐震基準のマンションは、耐震診断を実施していること。耐震性が不足する場合は、耐震改修や建替え等について、議論をしていること 	
堺市	<ul style="list-style-type: none"> 建物の劣化や損傷が発生した場合又は見込まれる場合は早急に点検し、修繕すること 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の実施の有無、結果等に伴い、耐震改修計画認定を取得するなど、総会で議論を行い、長計に記載を行う。 防災上の特色や管理組合等が行う防災対策等について「防災アクションプラン」として明文化し、管理規約等に定めること 管理組合専用郵便ポストを設置していること 建築基準法において報告された要正項目について、改善予定を長期修繕計画に記載していること 	
神戸市	なし	適正化指針と同様（届出制度の実施）	
福岡市	なし	<ul style="list-style-type: none"> 防災計画の作成や防災訓練等、防災に向けた取組みを実施していること 	
熊本市	なし	なし	
札幌市 (案)	<ul style="list-style-type: none"> 長期修繕計画が作成されていない、または見直しがされていない 大規模修繕工事の実施時期に到達しているにもかかわらず、工事が行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> 災害等に備えた防災への取組の実施 	